

平成31年度の  
秋田県広報紙企画制作業務

**企画提案競技に  
ご参加いただき  
ありがとうございます。**

平成30年12月  
秋田県広報広聴課

資料1

企画提案競技実施要領

## 【資料1】

### 平成31年度秋田県広報紙企画制作業務委託企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する平成31年度の秋田県広報紙企画制作業務委託（以下「本業務」という。）に係る受託者を選定する企画提案競技に関し必要な事項を定めるものです。

#### 1 業務内容

- (1) 業務名及び数量 秋田県広報紙企画制作業務委託 一式
- (2) 業務の仕様等 別添【資料2】平成31年度秋田県広報紙企画制作業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成32（2020）年3月31日まで
- (4) 委託額の上限 委託額3,858,600円  
（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含む。なお、消費税等は平成31（2019）年10月1日施行の新消費税法による税率を適用した額。）

#### 2 実施スケジュール（予定）

- (1) 企画提案競技の書類の交付開始 平成30年12月25日（火）
- (2) 企画提案競技の書類の交付期限 平成31年 1月 7日（月）午後5時まで
- (3) 実施要領等に関する質問の受付 平成31年 1月 7日（月）午後5時まで
- (4) 上記質問に対する回答 平成31年 1月 8日（火）
- (5) 参加資格確認申請書等の提出期限 平成31年 1月 8日（火）午後3時まで
- (6) 参加資格の確認結果通知 平成31年 1月 8日（火）以降
- (7) 参加が認められない理由の請求 平成31年 1月11日（金）午後5時まで
- (8) 企画提案書・見本作品等の提出期限 平成31年 2月 1日（金）午後5時まで
- (9) 審査日（プレゼンテーション） 平成31年 2月13日（水）
- (10) 審査結果通知 平成31年 2月13日（水）
- (11) 契約締結予定 平成31年 2月下旬

#### 3 参加者の資格に関する事項

本業務に参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件の全てを満たす者とします。

- (1) 秋田県内に本社、支社又は営業所を有する者
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者、再生手続き開始の申し立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者若しくは更生手続き開始の申し立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）に該当しない者
- (4) 企画提案競技参加資格確認申請書の提出日において、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者
- (5) 秋田県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しない者

#### 4 企画提案競技の手続き等に関する事項

##### (1) 担当課 秋田県総務部広報広聴課（秋田県庁本庁舎1階）

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1076 FAX 018-860-1072

メールアドレス joukai@pref.akita.lg.jp

##### (2) 企画提案競技の書類の交付

企画提案競技の書類は次により交付します。

###### ア 交付期間

平成30年12月25日(火)から平成31年1月7日(月)午後5時まで

###### イ 交付場所

広報広聴課

###### ウ 交付書類

(ア)【資料1】実施要領(本書)

(イ)【資料2】仕様書

(ウ)【資料3】見本作品作成要領

(エ)【資料4】審査委員会設置要領

(オ)【資料5】様式集

###### エ その他

企画提案競技の書類は、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の広報広聴課のページ及び「県政情報」—「電子手続き・入札・補助金等」—「電子入札・入札・コンペ」の「コンペ情報」に掲載しますので、ダウンロードすることができます。

##### (3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、【様式1-1】実施要領等に関する質問票により受付します。

###### ア 受付期間

平成30年12月25日(火)から平成31年1月7日(月)午後5時まで

###### イ 受付場所

広報広聴課

###### ウ 提出方法

電子メール又はFAXに限ります。

###### エ 回答方法

秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の広報広聴課のページ及び「県政情報」—「電子手続き・入札・補助金等」—「電子入札・入札・コンペ」の「コンペ情報」に掲載します。

###### オ 回答掲載期日

平成31年1月8日(火)

##### (4) 参加資格の確認

参加者は、参加資格確認申請等の書類を提出期限までに広報広聴課に提出してください。

###### ア 提出書類

(ア)【様式1-2】企画提案競技参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)

(イ)【様式1-3】会社概要

- (ウ)【様式1-4】受付票
  - イ 提出期限  
平成31年1月8日(火)午後3時まで
  - ウ 確認結果  
平成31年1月8日(火)以降にFAX及び書面により通知します。
  - エ 留意事項
    - (ア) 提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消します。
    - (イ) 提出期限までに提出しない者は、参加資格が無くなります。
    - (ウ) 提出書類を郵送で提出する場合は、書留にて提出期限までに必着となるように提出してください。
- (5) 参加資格の喪失及び辞退  
参加資格の確認後に参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失います。また、都合により辞退する場合には【様式1-5】企画提案競技参加辞退届を提出してください。
- (6) 参加資格が認められなかった者に対する説明
  - ア 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、県に対し書面(様式任意)によりその理由の説明を求められます。
    - (ア) 提出期限  
平成31年1月11日(金)午後5時まで
    - (イ) 提出先  
広報広聴課
    - (ウ) 提出方法  
電子メール又はFAXにより提出してください。
  - イ 県は、書面を受理したときから7日以内に、説明を求めた者に対して郵送により書面でその理由を説明します。
- (7) 企画提案書、見本作品及び見積書の作成と提出  
参加者は、企画提案書、見本作品及び見積書を提出期限までに広報広聴課に提出してください。
  - ア 提出書類
    - (ア)【様式2-1】平成31年度秋田県広報紙企画制作業務委託企画提案書(以下「企画提案書」という。)
    - (イ) 見本作品  
【資料3】見本作品作成要領を参照の上、提案の意図や特徴等が分かりやすいものを作成してください。
    - (ウ) 見積書  
見積書には、消費税等を含む総額を記載してください。なお、消費税等は、平成31(2019)年9月30日までに引渡し完了する分については、税抜き見積額に100分の8を乗じて得た額、10月1日以後に引き渡す分については、税抜き見積額に100分の10を乗じて得た額とし、それぞれの税額を明記してください。
  - イ 提出期限  
平成31年2月1日(金)午後5時まで
  - ウ 提出部数
    - (ア) 企画提案書

正本1部、副本7部

正本のみ、所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記入、押印の上、提出してください。副本は、審査の公正を期すため、所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び参加者等を特定できる文字、記号を一切記載しないでください。

なお、副本のうち1部はダブルクリップ等で留めたものとしてください。

(イ) 見本作品

正本1部、副本7部

正本のみ、別紙又は見本作品の余白に、所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記入、押印の上、提出してください。副本は、審査の公正を期すため、所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び参加者等を特定できる文字、記号を一切記載しないでください。

(ウ) 見積書

正本1部

企画提案書の内容を実施するための費用（総額は「1業務内容(4)委託額の上限」に定める委託額を超えない範囲とし、内訳も示してください。）を明らかにした見積書（秋田県知事宛て）に所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記入、押印の上、提出してください。

エ 作成費用

企画提案者からの請求に基づき、見本作品の費用として、1者当たり5,000円をお支払いします。

オ 留意事項

(ア) 郵送で提出する場合は、書留にて提出期限までに必着となるように提出してください。

(イ) 提出できる企画提案書及び見本作品は、1案とします。

(ウ) 提出期限までに提出しない者は、辞退したものと見なします。

(エ) 一度提出した企画提案書及び見本作品は、これを書き換え、引き換え、又は撤回することができません。

(オ) 受託者の企画提案書及び見本作品は、本企画提案競技参加者から要請があったときは、閲覧させることがあります。

(8) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とします。

ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ その他、企画提案競技に関する条件に違反した提案

5 企画提案競技の審査と受託候補者の選定方法

(1) 企画提案競技の審査

【資料4】審査委員会設置要領に基づき、審査を行います。

(2) 審査（プレゼンテーション）

ア 審査日程

平成31年2月13日(水)

イ 審査方法

企画提案書、見本作品及びプレゼンテーション（説明10分、質疑10分）による審査を行います。日時は、後日、参加者に連絡します。

ウ 選定

【資料4】の審査委員会設置要領に基づき、プレゼンテーションによる審査を行い、第1順位者を受託候補者として選定します。

エ 結果通知

平成31年2月13日（水）にFAX及び書面により通知します。

オ その他

第1順位者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行います。

(3) 苦情の申し立て

選定結果に関して不服がある場合には、当該通知の日の翌日から起算して2日〔秋田県の休日（以下「休日」という。）を含まない〕以内に契約担当者に対して書面（様式任意）により申し立てすることができます。

6 契約に関する事項

(1) 契約保証金について

ア 本業務の受託者は、秋田県財務規則177条の規定に基づいて県に対して委託金額の10分の1に相当する額を契約保証金として支払っていただきます。又は、それに代わる担保を提出してください。ただし、秋田県財務規則第178条の規定に該当する場合は、契約保証金を免除します。

イ 受託者が支払った契約保証金は、秋田県財務規則第179条の規定により還付します。

(2) 企画提案書と追加業務の関係

企画提案書等に記載された事項は、本業務の契約時の仕様書として扱うものとします。ただし、本業務の目的を達成するために修正する事項がある場合には、県と受託者との協議により契約段階において項目を追加、変更又は削除を行うことができるものとします。

7 公正な企画提案競技の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為は禁止します。

(2) 参加者は、企画提案競技に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってははいけません。

(3) 参加者は、委託者の選定前に他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示することを禁じます。

(4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめる場合があります。

8 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 参加者が県に提出した書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属します。

イ 参加者が県に提出した書類は、返却しません。

- (2) 企画提案内容に含まれる特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとします。
- (3) 本件の企画提案書等の提出に要する費用は、実施要領等により定めるもの以外は参加者の負担となります。
- (4) 企画提案競技の選定結果は、後日、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の広報広聴課のページ及び「県政情報」－「電子手続き・入札・補助金等」－「電子入札・入札・コンペ」の「コンペ情報」に掲載し公表します。